

平成26年3月1日

次世代育成支援対策推進法に係る 社会福祉法人シャローム埼玉 第2次行動計画

当法人は、第1次行動計画の進捗状況を勘案し、引続き職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を整えられるよう一層努めて、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように第2回行動計画を策定します。

1、計画期間

平成26年4月1日 - 平成29年3月31日までの3年間

2、内容

目標1: 妊娠中や出産後の母性保護及び育児休業等の諸制度の周知を図る。

〈対策〉

平成26年4月 - 周知内容と周知方法の見直し

平成26年10月 - 職員周知の実施

平成27年4月 - 毎年度 職員周知の実施

目標2: 平成29年3月末までに、年次有給休暇の取得率を、1人当たり平均35%以上とする。

〈対策〉

平成26年4月 - 現行取得促進の実証調査、及び取得促進方策再検討

平成27年4月 - 取得促進方策の見直しと改定方策試行

平成28年4月 - 取得促進改定方策実行

平成29年3月 - 取得率実態調査と新規目標値の設定

目標3: 地域福祉推進人材の次世代育成のため、介護関係の講座等の実施、実習生やボランティアの受入拡充を図る。

〈対策〉

平成26年4月 - 子供かいごの学校の実施、中学生のスリーデー・高校生インターンシップ・諸学校の介護実習生・小中教員の介護実務研修の受入、認知症サポーター養成講座の実施、各種ボランティアの受入を実施

平成27年4月 - 実施・受入体制の整備充実

平成28年4月 - 実施・受入体制の拡充